第3次大町市国土利用計画

計画期間 -平成23年~平成32年-



大 町 市



きらり輝くおおまちをめざして

大町市は、平成19年3月に28年度までの10年間を計画期間とする大町市第4次総合計画を策定いたしました。この計画では、本市の豊かな観光資源や地域文化を新たな息吹と融合させ、大町市を日本の「心のふるさと」として、内外に向け、個性と魅力ある光を発信するとともに、地域への愛着と誇りを持っていきいきと暮らすことにより、市民一人ひとりがきらりと光り輝くまちをめざすため、将来像を「美しく豊かな自然 文化の風薫る きらり輝くおおまち」といたしました。

この将来像を実現するために、大町市における土地利用を計画的に、また、有効に進めていくための基本指針として、平成32年を目標とする「第3次大町市国土利用計画」を策定いたしました。この計画は、限られた資源である土地の利用について、市民の理解と協力のもと、公共の福祉を優先に、本市の持つ自然的、社会的、経済的、文化的諸条件に十分に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある発展を図ることを基本理念とする本市の土地利用の基本計画となるものです。

この計画に沿って、本市の誇るかけがえのない貴重な財産である北アルプスをはじめ四季折々の多彩な景観、緑、水など大自然の豊かな恵みと豊富な地域資源の中で育まれた歴史・文化を大切に守り後世へと継承していくため、総合的かつ計画的な土地利用を進めてまいります。

結びに、「第3次大町市国土利用計画」の策定にあたり、ご審議、ご協力いただきました 大町市総合計画審議会をはじめ関係の皆様に心より厚く御礼申し上げます。

平成 23 年 12 月

大町市長 牛越 徹

目 次

第	1	土地利用に関する基本構想
	1	土地利用の基本方針 4
	2	地域類型別の土地利用の基本方向 8
	3	利用区分別の土地利用の基本方向 9
第	2	土地の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
	1	土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標
	2	地域別の概要
第	3	第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要
	1	公共の福祉の優先
	2	土地利用関係法令の適切な運用
	3	土地の保全と安全性の確保
	4	環境の保全と美しい土地の形成
	5	土地利用転換の適正化
	6	土地の有効利用の促進21
	7	市民参加と協働による土地管理の推進
	8	土地に関する調査の推進及び成果の普及・啓発

はじめに

第3次大町市国土利用計画は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下「法」という。)第2条に定められた国土利用の基本理念に即して、法第8条の規定に基づき、大町市の区域における国土(以下「土地」という。)の利用に関する基本的な事項について定めるものであり、個別の土地利用関係法令に基づく諸計画を誘導することを通して、計画内容の実現を図っていくものです。

また、この計画は、平成32年を目標年次として策定したものであり、国土利用計画(長野県計画)を基本とするとともに、大町市第4次総合計画の基本構想に定めた将来像「美しく豊かな自然 文化の風薫る きらり輝くおおまち」の実現を土地利用の面から目指すものです。

なお、この計画は、それらの改定又は社会経済情勢等の重大な変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

第1 土地利用に関する基本構想

1 土地利用の基本方針

(1) 土地利用の基本理念

土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通基盤です。そのため、その利用は、市民の理解と協力のもと、公共の福祉を優先させ、本市の持つ自然的、社会的、経済的、文化的諸条件に十分に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と土地の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとします。

(2) 本市の地域特性

ア・立地・自然

本市は、長野県の北西部に位置し、北アルプスの山々を背景に総面積 564.99kmで約 87%が森林地域である自然豊かな都市です。周囲は、池田町、松川村、白馬村などと隣接し、北アルプスを境に富山県、岐阜県と接しています。

鹿島槍ヶ岳、爺ヶ岳など 3,000 m級の北アルプスと東山との間にある高瀬川、鹿島川の扇状地には、清冽で豊富な雪解け水に恵まれた豊かな田園地帯が広がっています。

また、起伏に富んだ東山には、日本棚田百選に選ばれた重太郎棚田のほか、標高 1,000 m に近い蕎麦の里新行高原など、昔ながらの里山の風景を残す豊かな農山村が存在します。

イ 交通

本市の幹線道路は松本市や安曇野市方面に向う国道 147号のほか、長野市などへ向う国道 19号、1998年長野冬季オリンピックを契機に高瀬川右岸に整備された県道有明大町線、白馬村・新潟県糸魚川市方面に向う国道 148号のほか、市街地から長野市方面へは主要地方道長野大町線で結ばれています。高速交通網へのアクセスについては、長野自動車道豊科 I C及び麻績 I Cまで、それぞれ30分以上かかることから、長野県内19市の中で、唯一、高速交通網から取り残されている現状にあります。

また、鉄道については、松本市方面及び新潟県糸魚川市方面とJR大糸線で結ばれています。

ウ産業

本市の農業は高瀬川・鹿島川の扇状地にあり豊富な雪解け水によりかんがい農業が発達し、米作中心の農業が営まれてきました。

また、古くから日本海岸の糸魚川方面と松本方面とを結ぶ千国道(糸魚川街道)が通じており、海産物をはじめ多くの物資が流通するとともに、麻類の生産や集散地で

あったため、宿駅的性格を基盤とした商業地域として栄えてきました。

昭和に入ると大規模工場が進出し産業振興が図られたほか、北アルプスの急峻な地 形と豊富な雪解け水を利用した電源開発が行われました。

近年では、社会経済情勢の変化により、紡績業の大規模工場が閉鎖されるなど厳しい状況が続いていますが、常盤地区への工業団地の新設のほか社地区や大規模工場跡地の一部への企業誘致など産業振興に取り組んでいます。

(3) 土地を取り巻く基本的条件

ア 少子高齢社会の進展と人口減少社会の到来

本市における人口は、昭和29年の市政施行以来、昭和35年をピークに減少傾向にあり、平成18年には旧八坂村及び旧美麻村と市町村合併したものの人口減少に歯止めがかからない状況です。また、高齢者人口(65歳以上)の比率(平成22年10月1日現在)は、30.7%となっており、高齢化が急速に進行しています。少子高齢社会の進展と人口減少社会の到来は、保健・医療・社会保障をはじめ、農業の担い手不足や耕作放棄地、空き家の増加など社会経済のあり方に大きな影響を及ぼすものと考えられます。土地の利用にあたっても少子高齢社会に対応したまちづくりが求められています。

イ 豊かな自然との共生

本市は、土地の約87%にあたる森林のほか、北アルプスから流れ出る高瀬川・鹿島川の扇状地には豊かな田園地帯が広がるとともに、青木湖・中綱湖・木崎湖と三つの湖が連なる仁科三湖や起伏に富んだ東山には、棚田など豊かな自然が広がっています。

土地利用にあたっては、自然が果たしている役割にかなった持続可能な利用を基本とすることが求められているとともに、これらの豊かな自然環境を次の世代へ引き継いでいく必要があります。

ウ 災害に強いまちづくりのさらなる推進

本市では、平成7年に起こった阪神・淡路大震災や大北地域を襲った梅雨前線豪雨災害を契機に災害に強いまちづくりを進めてきました。

平成 23 年に起こった東日本大震災では、東北·北関東地域で想定をはるかに超え、 甚大な被害が発生しています。

本市は、大規模直下型地震の発生の危険性が高いと指摘されている糸魚川-静岡構造線断層帯の上に位置しており、安全性に対する要請が高まっていることから、今まで以上に災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

エ 農地・農村環境の変化

本市の農業は、北アルプスの豊富な雪解け水を利用した米作を中心に、冷涼な気候と転作田を利用したそば栽培のほか、リンゴなどの果樹栽培が行われてきました。近年は、米価の下落や生産者の高齢化による担い手不足などにより、耕作不利地や中山間地域での耕作放棄地の増加などが課題となっています。本市の農地は、北アルプスの麓に広がる田園風景や農山村の棚田など景観的に高い価値があることから、食料供給源としての安定的な農業生産のほか、景観の保全など長期的な視点から農地の適正な保全が求められています。

オ 市街地の活性化と産業振興

本市の市街地は、JR大糸線信濃大町駅から約1.5 kmにわたる商店街を中心に構成されています。現在は、人口減少や顧客の郊外大型店舗への流出などにより集客力が低下し、空き地や空き店舗が目立つことから中心市街地の活性化が課題となっています。

また、黒部ダム・立山黒部アルペンルート、平成21年に一部開園した国営アルプスあづみの公園や温泉など豊富な観光資源に恵まれているものの、近年は社会経済情勢の悪化により、観光客が減少傾向にあるほか、大規模工場が閉鎖されるなど本市の産業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、大規模工場跡地への企業誘致や地域産業の振興による雇用の場の確保など、産業の活性化を図るため地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の早期整備が喫緊の課題となっています。

(4) 土地利用の基本方向

土地利用にあたっては、土地の有限性を前提として、その有効利用を図りつつ、土地の利用目的に応じた区分(以下「利用区分」という。)ごとの土地需要の量的な調整を行うとともに、地域の特性に応じた有効利用を促進し、土地利用のより一層の質的向上を図ります。

ア 土地需要の量的調整

土地需要の量的な調整にあたっては、「計画的かつ効率的な土地利用」を図ることを基本とします。

- (ア) 需要が見込まれる都市的土地利用については、土地の高度利用と低未利用地 の有効利用を促進することにより、土地利用の合理化及び効率化を図ります。
- (イ) 農業的土地利用を含む自然的土地利用については、農林業生産活動の役割、 自然循環システムの健全な維持、公益的な機能の総合的な活用などに配慮し、

適正な自然環境の保全と耕作放棄地の適切な利用を進めます。

- (ウ) 森林、農用地などの宅地等への転換については、復元の困難性や生態系に及ぼす影響等を十分に考慮し、適正かつ慎重な配慮のもとで計画的に行います。
- (工) 市街地などにおける低未利用地のほか、空き家、空き店舗、工場跡地など急速に進行する人口減少、少子高齢化に対応するため、既存用地の有効利用を進めます。

イ 土地利用の質的向上

土地利用の質的向上にあたっては、「安心できる土地利用」、「豊かな自然と共生する土地利用」、「美しくゆとりある土地利用」を図ることを基本とします。

(ア) 安心できる土地利用

本市は、地形的、地質的に複雑な状況にあるほか、糸魚川-静岡構造線断層 帯による大規模直下型地震の危険性が指摘されているため、災害防止施設の整備や総合的な治山・治水対策、森林保全の充実、市街地など住宅密集地の安全 性向上など大規模災害に対応した土地利用を進めます。

(イ) 豊かな自然と共生する土地利用

本市は、豊かで多様な自然環境を有しています。これらの自然と共生するため、森林や農用地などを適正に保全するとともに、仁科三湖や中山間地域の棚田、扇状地に広がる田園風景などの自然と調和した景観形成のほか、北アルプスから流れ出る日本有数の水資源や大気などの良好な循環の確保等により豊かな自然と共生する土地利用を進め、本市が有する豊かで多様な地域資源を次世代へと引き継ぎます。

(ウ) 美しくゆとりある土地利用

土地利用の高度化による適正な市街地の形成、地域の自然的・社会的・文化 的諸条件を考慮した景観の維持・形成を図ることなどにより、美しくゆとりあ る土地利用を進めます。

2 地域類型別の土地利用の基本方向

(1) 都市地域

都市地域は、古くから塩の道(糸魚川街道)における物資の集散地として商業化が進み、官公庁・駅・病院・金融機関など都市機能が集約され、道路や公園、下水道などの整備により住環境が整う一方、大規模工場の閉鎖に伴い跡地が空き地となっているほか、中心市街地でも空き店舗や空き地が見られるなど活力の低下が課題となっています。

近年では、JR信濃大町駅の改築や中心市街地における空き店舗の再利用をはじめ、 市民により古くから存在する町屋や麻倉といった地域の歴史的財産を活用した町おこ しが行われるなど活性化に向けた取り組みが進められています。

こうした現状を踏まえ、安全で魅力ある都市づくりをすすめるため、都市地域における土地利用を次のとおりとします。

- ア 地域高規格道路や街路など交通体系の整備により産業振興を図るほか、住宅地、工業用地、商業地など諸機能の適正な配置や誘導を図り、快適な生活環境を確保するとともに、空き店舗や空き地、工場跡地等の有効利用を促進し機能的な産業基盤の形成を図ります。
- イ 公共交通機関の利便性の向上や駐車場整備等により交通の円滑化を図るとともに、 歩行者の安全性や快適性を優先した道づくりや公共施設等のユニバーサルデザイン 化を推進するなど、人や環境にやさしいゆとりある都市環境の整備を図ります。
- ウ 多くの市民や観光客に訪れていただくため、町の歴史や文化に沿った街なみ環境や 観光・交流基盤等の整備を推進することで、観光・文化資源の充実と活用を図ります。
- エ 災害拠点整備等を推進することで、災害に強いまちづくりを進めます。

(2) 農山村地域

農山村地域は、農林業の営みを通じて土地や自然環境の保全、水源かん養等の公益的機能を発揮するなど、地域独自の文化を育んできました。この地域においては、人口の流出や高齢化等の影響により、耕作放棄地や十分に管理されていない森林などが増加しています。

このような状況を踏まえ、地域の特性を生かしながら豊かな自然と調和したゆとりある地域づくりを推進するため、農山村地域における土地利用の基本方向を次のとおりとします。

- ア 農業生産基盤の整備、農地流動化の推進等により、まとまりのある優良農用地の確保と耕作放棄地の有効利用を推進します。
- イ 森林の持つ機能維持や農業生産を阻害する野生鳥獣への対策など、森林の適正な 管理と有効利用に努めます。
- ウ 道路、水路、下水道等の生活基盤の整備を推進するとともに、災害に対する安全 性の確保を図ります。
- エ 近年、増加傾向にある空き家の有効利用を推進するとともに、周辺の自然環境に 十分配慮しつつ、必要に応じ宅地や工業用地の確保に努めます。
- オ 棚田や田園風景などの景観維持に努めます。
- カ 国営アルプスあづみの公園とその周辺は、自然や文化とのふれあいなど、幅広い 魅力あるレクリエーション活動空間としての利用を促進します。

(3) 自然保全地域

北アルプスの山岳地帯など良好な自然環境や景観を形成し、自然環境の維持の必要性が高い地域は、適正な保全を図ります。また、適正な管理のもとで、自然の特性を踏まえつつ、体験学習や環境学習の場など自然とのふれあいの場として活用を図ります。

3 利用区分別の土地利用の基本方向

(1) 農用地

- ア 食料供給源として市民の最も基礎的な土地資源であり、長期的な視点から安定的 な農業生産を維持するため、必要な農用地の確保を図ります。
- イ 農業の持続的な発展のため、集団的に存在する農用地は優良農用地として、計画的に保全及び整備を図るとともに、人口減少や高齢化などによる担い手の減少や農用地の耕作放棄地化などに対応するため、認定農業者などへの農地流動化のほか、営農集団への作業委託を推進することで、生産性の向上に努めるとともに、農用地の効率的な利用と保全を図ります。
- ウ 土地や環境の保全等、多面的な公益的機能を有しているとともに、本地域は北アルプスの麓に広がる田園風景や棚田など景観的に価値の高い地域となっています。

このような農用地の公益的機能が適切に発揮されるように配慮するとともに、環境と調和した農業生産の推進を図ります。

(2) 森林

- ア 森林は、木材生産の経済的機能を持つとともに、土地の保全、水源かん養、災害抑制、 保健休養、自然環境の保全等の多面的な公益的機能があります。これらの機能が将 来にわたり発揮されるよう、適正な森林管理を図ります。
- イ 近年の木材価格の低迷による手入れ不足などにより、森林地域との境界にある農用地では野生鳥獣による農作物への被害が見られることから、森林整備を推進し良好な森林環境と豊かな森林景観の維持に努めます。また、開発にあたっては地域社会の活性化と周辺の土地利用に配慮しつつ、森林の持つ機能を活かしながら適正な利活用を図ります。
- ウ 原生的な森林や、貴重な動植物が生息・生育する森林、貴重な水資源を確保する 水源地帯の森林については、適正な維持・管理と保全を図ります。

(3) 水面·河川·水路

- ア 国、県及び関係行政機関・団体との連携を深めながら、総合的な水面・河川対策を進めます。
- イ 水害のない安全なまちづくりや、より安定した水資源の確保を推進するため、治水・ 利水機能の維持向上のため、河川の改修、整備を進めます。
- ウ 水面、河川及び水路の整備にあたっては、生物の多様な生息・生育環境に十分配 慮しつつ、自然環境及び水辺環境を活かした整備を進めます。
- エ 水路については、農業の生産性向上に加えて、防火、環境用水、エネルギーの確保等総合的な整備と適正な維持管理を図ります。
- オ 下水道への接続促進を推進するとともに、ごみの不法投棄の防止に努め、水面・ 河川などの水質保全・改善に努めます。

(4) 道路

アー般道路

(ア) 市民の生活に密着した生活道路のほか、広域的な交流や経済活動等の基盤と

なる地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」など幹線道路の建設、整備を促進するとともに、土地の有効利用及び良好な生活生産基盤の整備を進めるため必要な道路用地を確保します。

(イ) 道路の安全性や快適性、防災機能などの向上に努めるとともに、環境の保全に 十分配慮し、緑豊かな親しみと潤いのある道路環境の整備を図ります。特に市街 地においては、道路周辺の緑化を進め、良好な沿道環境の保全・創造に努めます。

イ 農道及び林道

農道及び林道については、農用地や森林の管理と農林業の生産性の向上、農山村の生活環境改善を図るため適正な維持管理に努めます。なお、整備にあたっては、安全性の確保はもとより自然環境及び景観の保全に十分配慮します。

(5) 宅地

ア 住宅地

- (ア) 人口減少、少子高齢化の進行など、人口構造やライフスタイルの変化に対応し、安全で良質な住宅地の供給に必要な用地を確保するとともに、道路、公園、上下水道などの生活関連施設の整備などにより、良好な居住環境の形成を図ります。また、空き地や空き家などの有効活用を図ります。
- (イ) 住宅地の整備にあたっては、環境の保全、景観、防災面に配慮するとともに、 無秩序な宅地開発の拡大を防止し用途地域内への開発の誘導に努めます。加え て、良好な生活環境の形成のため用途混在の解消に努めます。

イ 丁業用地

- (ア) 地域経済の活性化や雇用の場を確保するため、工業用地需要に的確に対応した企業立地環境の整備を進め、環境の保全や周辺の土地利用との調和に十分配慮しながら、必要な用地の確保を図るとともに、工場移転に伴って生じた跡地の有効活用を図ります。
- (イ) 住宅と混在する既存の工場等については、必要に応じて計画的に適地への移転を促すなど適正配置に努めます。

ウ その他の宅地

都市地域においては、事務所・店舗用地等、にぎわいを創出する基盤として、土地利用の高度化・共同化を図るとともに、事業所、店舗などに必要な用地の確保を図ります。

また、郊外における大規模な商業施設等については、周辺土地利用との調整を図る とともに、自然環境や景観との調和を踏まえた適正な立地に配慮します。

(6) その他

ア 公用・公共用施設用地

文教施設、福祉施設、環境衛生施設、交通施設等の公共公益施設の整備に際しては、 市民生活上の重要性とニーズの多様化をふまえ、地域の均衡と周辺の環境及び景観の 保全に配慮し、必要な用地の確保を図るとともに、施設の耐震改修など防災対策を推 進します。

イ レクリエーション用地

地域資源を生かした交流の場など、レクリエーション施設の新たな整備等にあたっ ては、周辺自然環境の保全や景観に配慮し、環境への負荷が低減されるよう適切な指 導に努めます。

ウ 低未利用地

低未利用地については、良好な都市環境の形成を図るため、宅地や公園、緑地等と して有効利用を図ります。耕作放棄地については、周辺の土地利用との調整を図りな がら、環境保全機能の維持・回復に配慮しつつ、多様な主体の参加促進による再生活 用など、それぞれの地域の条件に応じた有効利用に努めます。

第2 土地の利用区分ごとの規模の目標及び その地域別の概要

1 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 目標年次

本計画の計画期間は、平成23年から32年とします。計画の目標年次は32年とし、 基準年次は21年とします。なお、27年を中間年次に設定します。

(2) 目標年次における人口及び世帯数

土地利用に関して、基礎的な前提となる人口及び世帯数については、平成 32 年においてそれぞれ 30,000 人、11,500 世帯と想定します。この将来指標は、政策的手段を用いての努力目標です。

(3) 土地の利用区分

土地の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とします。

(4) 規模の目標と設定方法

土地の利用区分ごとの規模目標については、利用区分別の土地利用の現況や過去の推移にもとづき、将来人口等を前提として、利用区分別に必要な面積を予測し、土地利用の実態等との調整を行い定めるものとします。

(5) 利用区分ごとの規模の目標

土地利用の基本構想にもとづく平成32年の利用区分ごとの規模の目標は次表のとおりと見込みます。なお、以下の数値については、今後の社会・経済状況の不確定さなどを考慮して、弾力的に理解されるべき性格のものです。

- ア 農地は、宅地、道路等への転換により、43ha 程度減少を見込み 2,568ha 程度 とします。
- イ 森林については、一部開園した国営アルプスあづみの公園の全部開園が見込まれること等により、257ha 程度の減少を見込み、49,124ha 程度とします。
- ウ 水面、河川及び水路については、1,889ha 程度のまま、現状維持とします。

- エ 道路については、現在計画されている地域高規格道路や生活関連道路などの整備が進むこと等により、8ha 程度の増加を見込み809ha 程度とします。
- オ 住宅地については、34ha 程度の増加を見込み、643ha 程度とします。
- カ 工業用地については東洋紡績大町工場跡地のほか企業誘致が進むこと等により、 18ha 程度の増加を見込み 209ha 程度とします。
- キ その他の宅地については、6ha 程度の減少を見込み、265ha 程度とします。
- ク その他については、工業用地への転換及び一部開園した国営アルプスあづみの公園の全部開園が見込まれること等により、246ha 程度の増加を見込み 958ha 程度とします。
- ケ 市街地の面積については、現状維持の 260ha 程度とします。

表 土地の利用区分ごとの規模の目標

(単位:ha、%)

	区 分			平成 27 中間年次		平成 3% 目標年次		増減 (B -A)	増減 (C- A)	
		面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	((C-A)	
農	用地	2,645	4.7	2,622	4.7	2,602	4.6	△ 23	△ 43	
	農地	2,611	4.6	2,588	4.6	2,568	4.5	△ 23	△ 43	
	採草放牧地	34	0.1	34	0.1	34	0.1	0	0	
森	h	49,381	87.4	49,285	87.2	49,124	87.0	△ 96	△ 257	
原	野	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	
水面	面·河川·水路	1,889	3.3	1,889	3.3	1,889	3.3	0	0	
道	 洛	801	1.4	804	1.4	809	1.4	3	8	
宅	也	1,071	1.9	1,103	2.0	1,117	2.0	32	46	
	住宅地	609	1.1	627	1.1	643	1.1	18	34	
	工業用地	191	0.3	208	0.4	209	0.4	17	18	
	その他の宅地	271	0.5	268	0.5	265	0.5	△ 3	△ 6	
20	の他	712	1.3	796	1.4	958	1.7	84	246	
合語	<u> </u>	56,499	100.0	56,499	100.0	56,499	100.0	0	0	
市		260	0.5	260	0.5	260	0.5	0	0	

注)

- (1) 道路は、一般道路及び農道、林道です。
- (2) 平成21年の市街地は、「国勢調査(平成17年)」による人口集中地区です。

2 地域別の概要

(1) 地域区分

地域区分は、本市における土地利用状況、人口、産業、歴史、文化等の自然的、社会的、経済的諸条件を考慮し、大町、平、常盤、社、八坂、美麻の6地域とします。

(2) 地域別の土地利用

各地域の特性を生かした土地利用を実現するため、地域別土地利用の基本方向を次のとおりとします。

ア 大町地域

この地域は、商店、官公庁、病院、金融機関などが密集する市街地とその周辺の住宅地及び工業用地によって形成されている地域です。JR信濃大町駅から、約1.5 kmにわたる商店街を中心とした市街地は、古くから物流の拠点として栄えてきましたが、近年、人口減少や高齢化、経済情勢の悪化などにより、空き地や空き家、空き店舗の増加をはじめ大規模工場の閉鎖など、人の流れや賑わいを取り戻すことが課題となっています。

このため、住宅用地、商業用地、工業用地、オープンスペース等を適切に配置する とともに、産業誘致を推進します。また、魅力ある商店街づくりとゆとりある都市空 間を確保し、賑わいのある市街地の整備、良質な住宅の確保等による生活環境の改善 及び向上を図ります。

東山地区については、平・社・八坂・美麻地区のエリアと一体的なものとして、森林環境や景観の保全に配慮した、北アルプスと仁科の里の展望地として土地利用を図ります。

イ 平地域

この地域は、仁科三湖や高瀬渓谷、黒部ダムの玄関口である扇沢やスキー場のほか 温泉旅館やホテル、民宿など優れた自然資源や観光資源に恵まれた地域であり、山岳 観光、ウィンタースポーツやウォータースポーツなどの拠点となっています。

近年では、木崎湖や大出地区のホタル鑑賞などのほか、青木湖ではカヌー等を利用し、自然が残された護岸に生息するホタルを鑑賞する湖上ホタルツアーに多くの観光客が訪れるなど、自然環境と調和した観光が推進されています。

このため、恵まれた自然環境・景観の保全を優先し、資源の総合的・多面的な活用を図り、通年滞在型の観光地として発展するよう、自然環境と調和した自然活用型の土地利用を図ります。

また、農用地においては、耕作放棄地が目立つため、農地流動化や農作業委託など

により、農用地の確保と保全を図るとともに、生産性の向上に努め、観光と有機的に 連携する土地利用を図ります。

ウ 常盤地域

この地域は、農用地を中心として、農村集落と新興の住宅地区が混在しています。 近年は、特に国道 147 号や北アルプスパノラマロード沿線に住宅の建設が顕著であるとともに、店舗や工場立地が進んでいます。

これらの地域については、都市的土地利用への転換を進めるとともに、適地への工業集積を図り、適切な環境保全と計画的な開発を図る必要があります。

また、西部については、優良農用地が整備されているとともに、国により整備が進められている国営アルプスあづみの公園においては、約75haが平成21年7月に開園し、引き続き、早期全面開園が待ち望まれているとともに、アクセス道路周辺を含めた地域振興が求められています。

このため、公害の防止、自然環境の保全及び田園風景など良好な景観形成に配慮しつつ、優良農用地の保全を図りながら、住宅地、工業用地、国営公園等との調整をはかり、より機能性の高い土地利用を図ります。

工 社地域

この地域は、主要地方道大町明科線から高瀬川にかけて優良農用地が広がるとともに、国宝仁科神明宮や重要文化財盛蓮寺など多くの文化財を有しています。また、東山の丘陵地を南北に通ずる道路は、眺望の美しさから安曇野北アルプス展望の道として、美しい日本の歩きたくなる道500選に選ばれるなど、北アルプスの眺望と農村集落、仁科の里の田園風景が広がる景観に優れた歴史と文化の薫り高い地域です。

このため、農業の振興を進めながら農地流動化や農作業委託などを推進し、優良農 用地の保全と耕作放棄地の解消を図るとともに、歴史的な文化財と仁科の里の風景な ど景観に配慮した土地利用を図ります。

北部については、農業の振興施策を展開するほか、市街地に接し、小学校、保育園、 公営住宅、公共下水道等が整備されていることから、市街地と一体となった都市的な 土地利用の調整を図ります。

才 八坂地域

この地域は、大町市街地から犀川までの起伏に富んだ東山地域に集落が点在する農山村地域です。東部は、国道19号を基幹道路とし集落が広がり、近年では、犀川での修学旅行生を中心としたラフティングが行われるなど体験型観光が盛んな地域です。西部は、鷹狩山や金熊温泉、唐花見湿原など観光資源に恵まれるとともに、豊かな自然と農山村風景が広がる地域です。

一方で、山間急傾斜地が多く、豪雨などによる土砂災害への対策や、人口減少、少

子高齢化に伴う空き家、耕作放棄地の増加などが課題となっています。

このため、空き家の有効活用などによる定住対策を推進するほか、耕作放棄地の解消と有効活用を図り、棚田など農山村の原風景と豊かな自然に配慮した土地利用を推進します。

また、河川の氾濫による浸水被害等に対応した河川改修や砂防事業、急傾斜地の崩落対策などを関係機関との連携により推進し、安心安全な地域づくりを推進します。

力 美麻地域

この地域は、市の北東部に位置する農山村地域で、かつては、麻の特産地として知られ、いたるところに小脈が起伏し全体的に急峻で複雑な地形をなしています。主要地方道長野大町線沿線に広がる新行高原では菜の花やそばが生産され、毎年秋に開催される新行そば祭りには県内外から多くの観光客が訪れ、県内でも有数のそば処として知られているなど、豊かな自然と里山の景観を有する地域です。

一方で人口減少、少子高齢化に伴う空き地や空き家、耕作放棄地の増加、豪雨など による土砂災害への対応が課題となっています。

このため、恵まれた自然環境と景観に配慮した土地利用を推進するとともに、耕作 放棄地の解消と有効利用を図るほか、空き家などを活用した定住対策を推進します。 また、災害に備え安心安全な地域づくりのため、河川改修や砂防事業、急傾斜地の崩 落対策などの治山・治水事業を計画的に推進します。

第3 第2に掲げる事項を達成するために 必要な措置の概要

1 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その地域の自然的、社会的、 経済的、文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう、各種規制措置や誘導措置 を通じ、総合的な施策の実施を図ります。

2 土地利用関係法令の適切な運用

国土利用計画法に基づく長野県土地利用基本計画及びこれに関連する都市計画法、 農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法、土砂災害 警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等の土地利用関係法令並び に長野県関係条例、大町市関係条例等の適切な運用により、土地利用を計画的に調整 し、秩序ある土地利用を図るとともに適正な土地利用の確保を図ります。その際、土 地利用の広域性をふまえ、必要に応じて関係する行政機関との調整を図ります。

3 土地の保全と安全性の確保

(1) 自然条件に対応した防災・減災対策の推進

本市は、糸魚川ー静岡構造線断層帯による大規模直下型地震の危険性が指摘されていることから、災害に強いまちづくりを推進するため、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、道路整備、公園や学校などの防災機能の強化、構造物の耐震性・耐火性の向上、ライフラインの機能強化や情報通信基盤の充実など、防災、減災に配慮し、市民が安心して暮らせる土地利用を図ります。

(2) 治山・治水対策の推進

近年は、局地的な豪雨による災害が発生していることから、水害や土砂災害などに対する土地の保全と安全性の確保のため、河川改修や砂防事業などの治山・治水対策を進めるとともに、自然環境に配慮した適切な土地利用の誘導を図ります。

(3) 森林の適切な管理の促進

森林の持つ土地の保全と安全性の確保を果たす機能の向上を図るため、森林の適切な管理を促進するとともに、保安林や治山施設の整備・維持を促進します。

4 環境の保全と美しい土地の形成

(1) 多様な自然環境の保全

- ア うるおいある土地を形成するため、原生的自然から市街地に残された自然に至るまで、多用な特性に応じ、体系的な自然環境の保全を図るとともに、自然とのふれあいの場を確保します。
 - (ア) 原生的な自然については、公有林化や厳格な行為規制等により厳正な保全を 図ります。
 - (イ) 野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点から見て優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図ります。
 - (ウ) 人工林や農用地等の二次的な自然については、適切な農林業活動や民間の保 全活動の促進等により、自然環境の維持・形成を図ります。
 - (エ) 自然が減少した地域については、生物の多様性を確保する観点から、生態系に配慮しつつ、必要に応じてその回復に努めます。また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保します。

(2) 大気や水の良好な循環の確保

- ア 水源地域の保全、森林の水源かん養機能の強化、農用地の適切な維持管理、地下水の適正な利活用、水辺地や水生生物の保全による河川、湖沼の自然浄化能力の維持・回復、雨水の地下浸透機能の維持などにより、良好な水環境の確保を図ります。
- イ 河川・湖沼等の流域においては、水質保全に資するよう、緑地の保全、その他自 然環境の保全のための土地利用規制制度の適切な運用等に努めます。
- ウ 二酸化炭素などの吸収源となる森林や市街地内の緑地などの適切な保全・整備を 図ります。

(3) 快適で質の高い生活環境の創造

- ア 公園緑地、下水道など環境の質を高める社会資本の整備を推進するとともに、身 近な水辺や森を潤いと安らぎのある快適な空間として積極的に形成します。
- イ 環境保全を図るため、住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地

利用への誘導、緩衝緑地の設置等を推進します。

- ウ 騒音の著しい交通施設等の周辺においては、公共空間の快適性を確保するため、 緑地帯の設置等周辺環境・景観に配慮した環境整備を進めます。
- エ 歴史的風土の保存、文化財の保護などを図るとともに、良好な街並み景観や緑地・ 水辺景観、農村山村景観など、本市の自然と歴史が織りなす美しい景観の維持・形成を図ります。

(4) 廃棄物適正処理の推進

廃棄物の発生抑制とリサイクルを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正処理のため、環境保全に十分配慮しつつ、関係機関との連携のもと必要な用地の確保を図ります。

(5) 環境影響評価等の推進

良好な環境を確保するため、公共事業の計画段階などにおいて環境保全上の配慮を 行うとともに、規模の大きい開発行為等については、関係法令に基づいて環境影響評価を実施することなどにより、土地利用の適正化を図ります。

5 土地利用転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、転換後における復元の困難性や及ぼす影響の大きさに十分留意した上で、人口や産業の動向、周辺の土地利用状況、社会資本の整備状況、その他自然的、社会的条件を勘案して適正に行います。また、転換途上であっても必要があるときは、速やかに計画の見直し等、適切な対応を図ります。

(1) 農用地の利用転換

農用地の利用転換については、農業経営の安定化、生産性の向上、食料自給率の向上、地域農業や景観などに及ぼす影響に留意し、農業以外の土地利用との総合的、計画的な調整に配慮しつつ、無秩序な転換を抑制し、まとまりある優良農用地が確保されるよう十分配慮します。

(2) 森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、森林の保全、培養及び林業経営の安定化、森林生産能力の増進に留意しつつ、防災など土地の保全と安全性の確保、水資源の確保、景観の形成、自然環境の保全など森林の持つ多様な機能の維持に十分配慮し、周辺の土

地利用との調整を図ります。また、森林は復元が容易でないため、利用転換にあたっては、区域内に森林が極力確保されるように配慮します。

(3) 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用転換を行う場合には、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、土地の保全、安全性の確保及び環境の保全等に十分配慮しつつ、地域住民の意向など地域の実情をふまえて適切な対応を行います。

(4) 混在地における土地利用転換

転換により土地利用の混在の進展が予想される場合は、その弊害を防止するため、 必要な土地利用のまとまりを確保すること等の対策を行います。これにより、農用地、 宅地等相互の土地利用の調和を図ります。

6 土地の有効利用の促進

(1) 農用地

豊富で多彩な農畜産物の生産活動を推進し、魅力ある農業の確立と特性を生かした 地域農業の推進を図るため、農業振興地域整備計画に基づき、優良農用地の適切な確 保と保全を図ります。また、新規就農者や担い手育成のほか、認定農業者などへの農 地流動化や営農集団への作業委託等により農用地の集積を推進し生産性の向上を図る とともに、耕作放棄地を解消します。

さらに、利用度の低い農用地などについては、農村環境整備の一環として多面的な利用を促進します。加えて、無農薬栽培、有機農法など環境保全型農業の推進により環境に配慮した農業生産活動を行います。

(2) 森林

土地の保全、水源かん養、保健休養、自然環境保全等の公益的機能及び木材生産等の経済的機能を増進するため、大町市森林整備計画に基づき、森林資源の整備を計画的に推進します。その際、自然条件や動植物の生態などに十分配慮しつつ、地域特性に応じた森林づくりを行います。さらに、林業の担い手の確保・育成、林道や生産施設の整備などによる森林経営の基盤づくりや、保安林の指定、公有林化や分収林制度の活用、間伐などによる各種整備を進め、森林の適正な管理を図ります。

また、森林とのふれあいの場、青少年の教育の場、レクリエーションや教育・文化 的利用の場として活用し、森林の総合的な利用を図るとともに、森林の有する公益的 機能に対する市民の理解を促し、市民参加による森林づくりを進めます。

(3) 水面·河川·水路

地域の水害等を未然に防ぐため、安全性の確保に配慮しながら治水・利水機能の充実を計画的に推進するとともに、生物の多様な生息・生育環境を保全しつつ、親水性やオープンスペースなど緑と水のふれあいの場づくりに資するため、市民参加と協働による水辺環境の整備や景観づくりなどを推進し、水の持つ多様な機能を発揮できるよう多目的かつ有効な利用を図ります。

(4) 道路

広域的な交流や経済活動等の基盤となる地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」等 の広域道路の早期実現のため必要な用地を確保します。

なお、ルート未定区間については、地域の基幹道路として産業振興等にその機能が 十分発揮されるよう、市民参加により最適なルートを検討するとともに、市民の生活 と密接な関連を持つ生活道路を含めた体系的な道路網の構築を図ります。

また、街路樹の植栽など、良好な都市景観の形成に努めます。

道路整備にあたっては、道路の拡幅や歩道等の整備により、安全性を高めるとともに、すべての人にやさしいユニバーサルデザイン化を推進します。

(5) 宅地

ア 住宅地

長期的な受給見通しに基づいて、計画的な宅地開発により安定的な住宅地の供給と、 空き家、空き地などの有効活用を推進するとともに、公園、緑地などを確保し、自然 と調和した魅力ある良質な住環境の整備を図ります。

また、市街地においては、商業・業務機能の向上とあわせて、利便性に優れた住宅地の整備を促進します。

イ 工業用地

大規模工場跡地など既存工業用地の有効活用を図るとともに、企業立地環境における利便性、快適性の確保に努め、地域社会との調和と公害の防止に十分に配慮し、地域産業の振興を図るうえで必要な工業用地の確保に努めます。

ウ その他の宅地

事務所・店舗用地等をはじめとするその他の宅地については、面整備、土地の高度 利用を推進するとともに、快適で潤いのある空間とするための広場や小公園など商業 環境整備による土地有効利用により魅力と個性あふれる商業空間の形成を図ります。

また、旅館・ホテルなどの観光レクリエーションサービスに供される土地については、特に周辺の自然環境、景観等に配慮し、自然と調和した有効利用を図ります。

(6) その他

ア 公用・公共用施設用地とレクリエーション用地

公園緑地や文教施設用地等の公用・公共用施設用地及びレクリエーション用地等については、既存施設の整備状況や利用状況及び社会的条件を考慮し、適正配置に努めるとともに、防災空間や幅広い交流の場としての活用など、その有効活用を図ります。

イ 低未利用地

耕作放棄地のうち、農用地として利用が可能なものは、生産条件の整備や農地流動化を図り、有効利用を促進します。農用地としての活用が困難なものは、地域の実情に応じて、地域活性化のための施設や宅地等への転換を図るなど、有効利用に努めます。市街地の空き地、跡地等については、宅地や公園、緑地等への活用を促進します。

7 市民参加と協働による土地管理の推進

土地所有者をはじめ、地域住民、ボランティア、NPO法人など多様な主体により 農用地や道路、河川などの保全活動や緑化活動など、市民と行政の協働による土地の 適正管理を推進します。

8 土地に関する調査の推進及び成果の普及・啓発

均衡ある土地の利用と保全を確保するため、土地に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な活用を図ります。

また、土地に関する情報を整備し、市民への普及を図るとともに、適正な土地利用について市民の理解と協力を促進し、土地利用に関する基本理念の啓発を図ります。

また、適正かつ有効な土地利用を図るため、土地情報システムの一層の充実を図り、各種データの利活用を進めます。

第3次大町市国土利用計画

参考資料

大 町 市

国土利用計画 大町市計画:参考資料

目 次

1	土地の利	用区分の定義	1
2	計画にお	ける主要指標	5
3	利用区分	ごとの土地利用の推移	6
4	区分別土	地利用転換想定表	6
5	土地利用	の変化	7
6	利用区分	ごとの規模の目標の考え方	8
7	利用区分	別面積と関係指標の推移と目標	9
	7 – 1	農用地面積と関係指標の推移と目標	9
	7-2	森林面積と関係指標の推移と目標	9
	7-3	水面・河川・水路面積の推移と目標	10
	7-4	道路面積の推移と目標	10
	7-5	宅地面積の推移と目標	11
	7-6	住宅地面積と関係指標の推移と目標	11
	7-7	工業用地面積と関係指標の推移と目標	12
	7-8	その他の宅地面積と関係指標の推移と目標	12
	7-9	市街地人口、面積の推移と見诵し	13

参考図 (土地利用概略図)

- 1 土地利用現況図
- 2 土地利用構想図

1 土地の利用区分の定義

利用区分	定義	備考
1. 農用地	農地法第2条第1項に定める農地 及び採草放牧地の合計。	
(1) 農地	耕作の目的に供される土地で あって畦畔を含む。	「作物統計(農林水産省)」の耕作面積の「田」「畑」の合計。
(2) 採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作 又は養畜の事業のための採草又は 家畜の放牧の目的に供されるもの。	「世界農林業センサス林業調査報告書」の「採草放牧に利用されている面積」のうち「森林以外の草生地(野草地)」の面積。
2. 森林	国有林と民有林の合計である。 なお、林道面積は含まない。	
	(1) 国有林 ① 林野庁所管国有林 国有林野法第2条に定め る国有林野から採草放牧地 を除いたもの。	①「長野県民有林の現況」(長野県林務部)の「国有林」の「国有林」の「国有林」の「国有林」の「国有林野法」の面積から国有林林道面積を除いたもの。
	②官行造林地 旧公有林野等官行造林法 第1条の規定に基づき契約 を締結しているもの。	②「長野県民有林の現況」(長野県林務部)の「国有林」の「官行造林」の面積。 (本市は該当なし)
	③その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有し ている森林法第2条第1項 に定める森林。	③「長野県民有林の現況」(長野県林務部)の「国有林」の「その他」の面積。
	(2) 民有林 森林法第2条第1項に定め る森林であって、同法同条第 3項に定めるもの。	「長野県民有林の現況」(長野県林 務部)の「民有林」の「計」の面 積から、民有林林道面積を除いた もの。
3. 原野	「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から採草放牧地又は国有林に係る部分を除いた面積。	「世界農林業センサス長野統計書(林業編)」を基に算出。 (本市は該当なし)

利用区分	定義	備考
4. 水面·河川 ·水路	水面、河川及び水路の合計。 (1) 水面 湖沼(人造湖及び天然湖沼) 及びため池の満水時の水面。	
	①天然湖沼 天然湖沼 (面積 10ha 未 満のものは除く。)	①面積 100ha 以上のものは、「全国都道府県市区町村別面積調」 (国土地理院)により、100ha 未満のものは、「自然環境保全 基礎調査(湖沼編)」を基に他の年を推計する。
	②人造湖 堤高 15 m以上のダムの ダム湖。	②「ダム年鑑」(日本ダム協会)の「湛水面積」による。
	③ため池 堤高 15 m未満の農業用 ため池である。	③「ため池台帳」による。
	(2) 河川 河川法第4条に定める一級 河川及び同法第5条に定める 二級河川及び同法第100条 による準用河川の同法第6条 に定める河川区域。	一級河川は、「河川現況調書」(建設省地方建設局)の「河川区域面積」を事業量に応じ補正及び図側による。「水面」との重複部分は除く。準用河川は、河川図から測定及び次式により推計する。
		準用河川面積 =河川延長×平均幅員 (県計画 3.5 m)
	(3) 水路 農業用用排水路である。	水路面積は次式より推計する。 ・水路面積 =整備済水田の水路面積+未整備水田の水路面積
		・整備済水田の水路面積 =整備済水田面積×整備済水 田の水路率(0.081)
		・未整備水田の水路面積 =未整備水田面積×未整備水 田の水路率(0.050)

利用区分	定義	備考
5. 道路	一般道路、農道及び林道の合計 である。車道部(車道、中央帯、路肩)、 歩道部、自転車道部及び法面等。	
	(1) 一般道路 道路法第2条第1項に定め る道路。	道路管理者に照会。 ・一般国道及び県道は、大町建設事務所。 ・市道は、「道路台帳」(市建設課)
	(2) 農道 農地面積に一定率を乗じた ほ場内農道及び市町村農道台 帳の農道延長に一定幅員を乗 じたほ場外農道。	農道面積は次式より推計。 農道面積 =ほ場内農道面積+ほ場外農道 面積
	07 には <i>別</i> 万下設と。	○ ほ場内農道面積 = 水田地域に おけるほ場内農道面積(A) +畑地域におけるほ場内農道 面積(B)
		A=整備済水田面積×整備済水 田の農道率 (0.078) +未 整備水田面積×未整備水田 の農道率 (0.048)
	B=整備済燃 農道率 畑面積:	B = 整備済畑面積×整備済畑の 農道率 (0.067) + 未整備 畑面積×未整備畑の農道率 (0.023)
		○ は場外農道面積= 「市町村農道台帳」の農道(幅員4m以上のもの)延長×一定幅員(8m)
	(3) 林道 国有林林道及び民有林林道。	林道面積=林道延長×一定幅員 (8m)により推計を行う。
		国有林林道の延長は「国有林野事業統計書」の「林道及び貯木場の現況」の「自動車道」の延長から「併用林道」の延長を差し引く。
		民有林林道の延長は市の「林道台帳」による。

利用区分	定義	備考
6. 宅地	建物の敷地及び建物の維持又は 効用を果たすために必要な土地。	「固定資産の価格等の概要調書」 の「宅地」のうち「評価総地積」 と「非課税地積」の合計。
(1) 住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、県営住宅団地、市営住宅団地及び公務員住宅団地を加えたもの。	「固定資産の価格等の概要調書」の「評価総地積」の「住宅用地」と非課税地積の県営住宅用地、市営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。
(2) 工業用地	「工業統計表(用地・用水編)」 にいう「事業所敷地面積」を従業 員10人以上の事業所敷地面積に 補正したもの。	「従業者30人以上の規模の事業所」の面積は「工業統計表(用地、用水編)」の「敷地面積」による。
	IMIL O/C GOJ.	「従業者 10 人以上 29 人以下の規模の事業所」については、「工業統計表」の「用地、用水編」及び「産業編」により、次により推計。
		従業者 10 人以上 29 人以下の規模の事業所の面積=従業者 30 人以上の規模の事業所の敷地面積 × (従業者 10 人以上 29 人以下の規模の事業所における製品出荷額等・従業者 30 人以上の規模の事業所における製品出荷額等)
(3) その他の 宅地	住宅地及び工業用地のいずれにも該当しない宅地。	「宅地」から「住宅地」及び「工 業用地」を除く。
		「その他の宅地」の内訳としては、事務所・店舗用地、公共用建物用地、官公署用地、別荘地等。
7. その他	市の土地面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を除いたもの。	「その他」の内訳としては、公園・緑地・広場等の公共空地、ゴルフ場、スキー場、鉄道敷、耕作放棄地等。
8. 市街地	国勢調査による「人口集中地区」。	国勢調査結果により、5年ごとに把握。

料

2 計画における主要指標

本市における目標年次(平成22年)の主要指標は、以下のとおりである。

(1) 人口・世帯

	項目	単位	平成 12 年	平成 17 年	平成 21 年	平成 27 年 (中間)	平成32年(目標年)
			33,550	32,145	30,614	30,000	30,000
総	14 歳以下		4,885	4,489	3,916	3,363	3,046
	15~64歳	人	20,686	19,068	17,573	16,623	16,208
	65 歳以上		7,979	8,567	9,122	(中間) (巨利 30,000 3 30,000 3 3,363 16,623 10,014 3 11.2 4 55.4 3 33.4 11,450	10,746
構	14 歳以下		14.6	14.0	12.8	11.2	10.2
成	15~64歳	%	61.6	59.3	57.4	55.4	54.0
比	65 歳以上		23.8	26.7	29.8	33.4	35.8
総世	世帯数	世帯	11,244	11,240	11,364	11,450	11,500
1世	帯あたり人員	人	2.98	2.86	2.69	2.62	2.61

(2) 就業人口

		平成	7年	平成	12年	平成	17年
		人	構成比 (%)	人	構成比 (%)	人	構成比 (%)
総	数	18,907	100.0	18,170	100.0	16,655	100.0
第-	一次産業	1,864	9.9	1,686	9.3	1,797	10.8
	農業	1,783	9.4	1,615	8.9	1,743	10.4
	林業	76	0.4	70	0.3	49	0.3
	漁業	5	0.1	1	0.1	5	0.1
第二	二次産業	7,119	37.6	6,615	36.3	5,112	30.7
	鉱業	39	0.2	41	0.2	16	0.1
	建設業	3,022	16.0	2,768	15.2	2,075	12.5
	製造業	4,058	21.4	3,806	20.9	3,021	18.1
第	三次産業	9,913	52.4	9,861	54.3	9,647	57.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	209	1.1	228	1.3	184	1.1
	情報通信業·運輸業	874	4.6	788	4.3	783	4.7
	卸売・小売業	3,214	17.0	2,862	15.8	2,347	14.1
	金融・保険業	297	1.6	256	1.4	215	1.3
	不動産業	62	0.3	58	0.3	54	0.3
	飲食店・宿泊業					1,353	8.1
	医療、福祉・教育、学習支援業	4,612	24.4	5,001	27.5	4,134	24.8
	複合サービス事業、サービス業	645	2.4	668	3.7	577	3.5
/ \ \	公務		3.4			577	
分类	質不能の産業	11	0.1	8	0.1	99	0.6

3 利用区分ごとの土地利用の推移

(単位:ha)

_												\ - -	
	区分	平成 12 年	平成 13 年	平成 14年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21年 (基準)	平成 27年 (中間)	平成 32年 (目標)
	農用地	2,681	2,665	2,664	2,665	2,661	2,664	2,652	2,644	2,644	2,645	2,622	2,602
	農地	2,647	2,631	2,630	2,631	2,627	2,630	2,618	2,610	2,610	2,611	2,588	2,568
	採草 放牧地	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
	森林	48,995	48,936	48,936	48,936	48,927	48,926	49,383	49,337	49,337	49,381	49,285	49,124
	原 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	k面·河 II·水路	1,889	1,889	1,889	1,889	1,889	1,889	1,889	1,889	1,889	1,889	1,889	1,889
	道路	780	782	784	785	784	787	789	789	789	801	804	809
	宅地	1,049	1,057	1,058	1,056	1,057	1,050	1,045	1,050	1,064	1,071	1,103	1,117
	住宅地	581	582	585	591	594	596	599	601	606	609	627	643
	工業用地	192	200	200	190	195	194	196	193	191	191	208	209
	その他の宅地	276	275	273	275	268	260	250	256	267	271	268	265
	その他	1,105	1,170	1,168	1,168	1,181	1,183	741	790	776	712	796	958
	合 計	56,499	56,499	56,499	56,499	56,499	56,499	56,499	56,499	56,499	56,499	56,499	56,499
	市街地	260					260					260	260

4 区分別土地利用転換想定表

(単位:ha)

区分		基準年次	目標年次		農用	月地			水面			宅地		_
		平成 21 年	平成 32 年	増減	農地	採草 放牧 地	森林	原野	河川水路	道路	住宅地	工業用地	その 他の 宅地	その他
農用地	農地	2,611	2,568	△43						△5	△34	△4		
地	採草放牧地	34	34	0										
	森林	49,381	49,124	△257						△2				△255
	原野	0	0	0										
水面	ā·河川·水路	1,889	1,889	0										
	道路	801	809	8	5		2				1			
	住宅地	609	643	34	34					△1				1
宅地	工業用地	191	209	18	4									14
	その他の宅地	271	265	△6										△6
	その他	712	958	246			255				△1	△14	6	
	合 計	56,499	56,499	0	43	0	257	0	0	△8	△34	△18	6	△246

5 土地利用の変化

	区分		平成 21 年 基準年次(A)				32年 次 (C)	増減 (B -A)	増減 (C-A)
		面積(ha)	構成比(%)	中間年次(B) 目 (%) 面積(ha) 構成比(%) 面積(ha) 構成比(%) 面積(ha) 構成比(%) 面積(ha) 4.7 2,622 4.7 2,646 2,588 4.6 2	面積(ha)	構成比(%)	(D-A)		
農用地		2,645	4.7	2,622	4.7	2,602	4.6	△ 23	△ 43
	農地	2,611	4.6	2,588	4.6	2,568	4.5	△ 23	△ 43
	採草放牧地	34	0.1	34	0.1	34	0.1	0	0
柔	森林	49,381	87.4	49,285	87.2	49,124	87.0	△ 96	△257
房	野	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
办	(面·河川·水路	1,889	3.3	1,889	3.3	1,889	3.3	0	0
道	路	801	1.4	804	1.4	809	1.4	3	8
Ŧ	記地	1,071	1.9	1,103	2.0	1,117	2.0	32	46
	住宅地	609	1.1	627	1.1	643	1.1	18	34
	工業用地	191	0.3	208	0.4	209	0.4	17	18
	その他の宅地	271	0.5	268	0.5	265	0.5	△ 3	△ 6
7	の他	712	1.3	796	1.4	958	1.7	84	246
2	56,49		100.0	56,499	100.0	56,499	100.0	0	0
Ħ	5街地	260	0.5	260	0.5	260	0.5	0	0

注) 平成21年の市街地は「国勢調査(平成17年)による人口集中地区です

6 利用区分ごとの規模の目標の考え方

利	用区	分	説	明
農			○農地は、宅地、道路、工業用地/	、転換されること等を見込
	用	地	み 43ha 程度減少し 2,568ha 程度とします。	
			○採草放牧地は、現状と変わらない	N 34ha 程度とします。
森		林	○一部開園した国営アルプスあづる	みの公園の全部開園が見込
			まれること及び林道等への転換に	より、257ha 程度減少し、
			49,124ha 程度とします。	
水 面 川·	奋 .	河路	○水面及び河川については、現状約	維持とするとともに、水路
			についても大規模な土地基盤整備	備がほぼ完了していること
	小小		から、現状とかわらない 1,889h	a 程度とします。
道		路	○道路については、現在計画される	ている地域高規格道路や生
			活関連道路等の整備が進むことに	こより、8ha 程度の増加を
			見込み 809ha 程度とします。	
住	宅	地	○住宅地については、34ha 程度増加	Oし、643ha 程度とします。
	業用	地	○産業振興施策を積極的に展開する	ることにより、新たな産業
			の誘致等が進むため、工業用地(こついては増加することが
エ			見込まれます。	
			○東洋紡績大町工場跡地のほか企業誘致が進むこと等により、	
			18ha 程度の増加を見込み 209h	a 程度とします。
その他の宅地		2 th	○その他の宅地については、6ha 程	呈度減少し、265ha 程度と
		טיע ע	します。	
そ	Ø	他	○工業用地への転換及び一部開園Ⅰ	した国営アルプスあづみの
			公園の全部開園が見込まれること	:等により、246ha 程度の
			増加を見込み 958ha 程度としま	す。
市	街	地	○市街地は、平成2年以降270ha	a、平成 12 年以降 260ha
רן ו	II)		で推移していることから、現状維持	持の 260ha 程度とします。

7 利用区分別面積と関係指標の推移と目標

基準年次(平成21年)までは実績数値。ただし、調査年によっては、一部、過去の推移等を基に推計。

7-1 農用地面積と関係指標の推移と目標

区分	農用地面積				農業就	人口1人	農業就業人
	農地	採草 放牧地	計	人口	業人口	当たり農 用地面積	□1人当たり 農用地面積
年次	ha	ha	ha	人	人	m²	m²
平成 12 年	2,647	34	2,681	33,550	1,615	799.11	16,601
平成 13 年	2,631	34	2,665	33,483		795.93	
平成 14 年	2,630	34	2,664	33,175		803.01	
平成 15 年	2,631	34	2,665	32,889		810.30	
平成 16 年	2,627	34	2,661	32,565		817.13	
平成 17 年	2,630	34	2,664	32,145	1,743	828.74	15,284
平成 18 年	2,618	34	2,652	31,707		836.41	
平成 19 年	2,610	34	2,644	31,340		843.65	
平成 20 年	2,610	34	2,644	30,968		853.78	
平成 21 年	2,611	34	2,645	30,614		863.98	
平成 27 年	2,588	34	2,622	30,000		874.00	
平成 32 年	2,568	34	2,602	30,000		867.33	

注)人口は国勢調査年以外は企画財政課調

7-2 森林面積と関係指標の推移と目標

区分	森林面積	人口	人口一人当たり森林面積	市土面積に占める 森林面積の割合					
年次	ha	人	m²	%					
平成 12 年	48,995	33,550	14,604	86.72					
平成 13 年	48,936	33,483	14,615	86.61					
平成 14 年	48,936	33,175	14,751	86.61					
平成 15 年	48,936	32,889	14,879	86.61					
平成 16 年	48,927	32,565	15,024	86.60					
平成 17 年	48,926	32,145	15,220	86.60					
平成 18 年	49,383	31,707	15,575	87.41					
平成 19 年	49,337	31,340	15,743	87.32					
平成 20 年	49,337	30,968	15,932	87.32					
平成 21 年	49,381	30,614	16,130	87.40					
平成 27 年	49,285	30,000	16,428	87.23					
平成 32 年	49,124	30,000	16,375	86.95					

7-3 水面・河川・水路面積の推移と目標

	区分	水面・	水面・河川・水路面積		計	市面積に占める水面・河川・
		水面	河川	水路	01	水路面積の割合
年次		ha	ha	ha	ha	%
平成	12年	728	1,009	152	1,889	3.34
平成	13年	728	1,009	152	1,889	3.34
平成	14年	728	1,009	152	1,889	3.34
平成	15年	728	1,009	152	1,889	3.34
平成	16年	728	1,009	152	1,889	3.34
平成	17年	728	1,009	152	1,889	3.34
平成	18年	728	1,009	152	1,889	3.34
平成	19年	728	1,009	152	1,889	3.34
平成	20年	728	1,009	152	1,889	3.34
平成	21年	728	1,009	152	1,889	3.34
平成	27年	728	1,009	152	1,889	3.34
平成	32年	728	1,009	152	1,889	3.34

7-4 道路面積の推移と目標

区分	3	道路面積		計	推移指数	市面積に占める
	一般道路	農道	林道	ōl	性炒拍奴	道路面積の割合
年次	ha	ha	ha	ha		%
平成 12 年	519	157	104	780	100.0	1.38
平成 13 年	521	157	104	782	100.3	1.38
平成 14 年	523	157	104	784	100.5	1.39
平成 15 年	524	157	104	785	100.6	1.39
平成 16 年	523	157	104	784	100.5	1.39
平成 17 年	526	157	104	787	100.9	1.39
平成 18 年	528	157	104	789	101.2	1.40
平成 19 年	528	156	105	789	101.2	1.40
平成 20 年	528	156	105	789	101.2	1.40
平成 21 年	538	157	106	801	102.7	1.42
平成 27 年	540	157	107	804	103.1	1.42
平成 32 年	544	157	108	809	103.7	1.43

7-5 宅地面積の推移と目標

区分	住宅地面積	工業用地面積	その他の宅地面積	宅地面積合計	
年次	ha	ha	ha	ha	
平成 12 年	581	192	276	1,049	
平成 13 年	582	200	275	1,057	
平成 14 年	585	200	273	1,058	
平成 15 年	591	190	275	1,056	
平成 16 年	594	195	268	1,057	
平成 17 年	596	194	260	1,050	
平成 18 年	599	196	250	1,045	
平成 19 年	601	193	256	1,050	
平成 20 年	606	191	267	1,064	
平成 21 年	609	191	271	1,071	
平成 27 年	627	208	268	1,103	
平成 32 年	643	209	265	1,117	

7-6 住宅地面積と関係指標の推移と目標

区分	住宅地面積	一般世帯数	一世帯あたりの住宅地面積
年次	ha	世帯	㎡/世帯
平成 12 年	581	11,244	517
平成 13 年	582	11,315	514
平成 14 年	585	11,298	518
平成 15 年	591	11,313	522
平成 16 年	594	11,347	523
平成 17 年	596	11,240	530
平成 18 年	599	11,239	533
平成 19 年	601	11,299	532
平成 20 年	606	11,337	535
平成 21 年	609	11,364	536
平成 27 年	627	11,450	548
平成 32 年	643	11,500	559

料

7-7 工業用地面積と関係指標の推移と目標

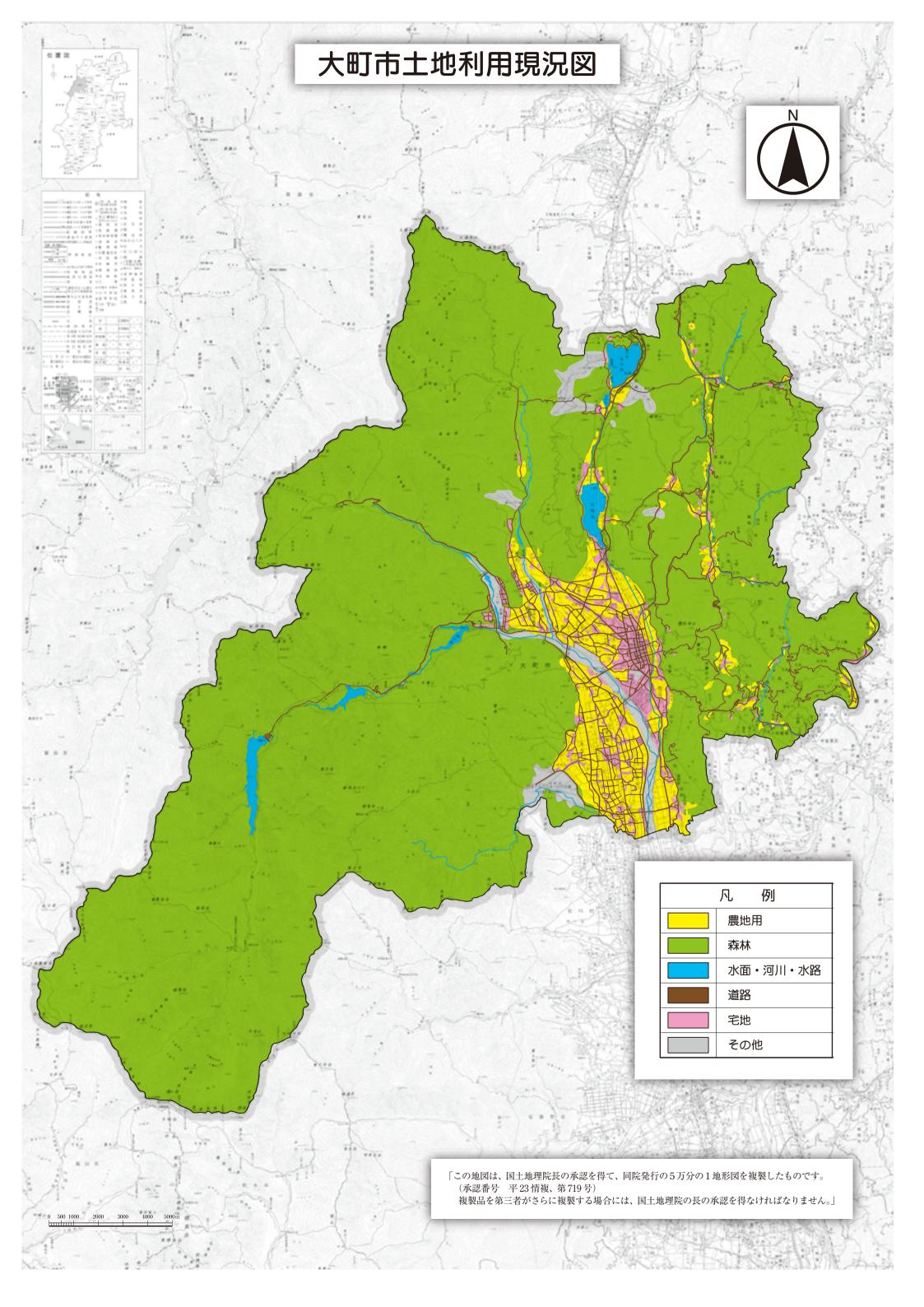
区分	工業用地面積	総人口	人口1人当たり 工業用地面積
年次	ha	人	㎡∕人
平成 12 年	192	33,550	57
平成 13 年	200	33,483	60
平成 14 年	200	33,175	60
平成 15 年	190	32,889	58
平成 16 年	195	32,565	60
平成 17 年	194	32,145	60
平成 18 年	196	31,707	62
平成 19 年	193	31,340	62
平成 20 年	191	30,968	62
平成 21 年	191	30,614	62
平成 27 年	208	30,000	69
平成 32 年	209	30,000	70

7-8 その他の宅地面積と関係指標の推移と目標

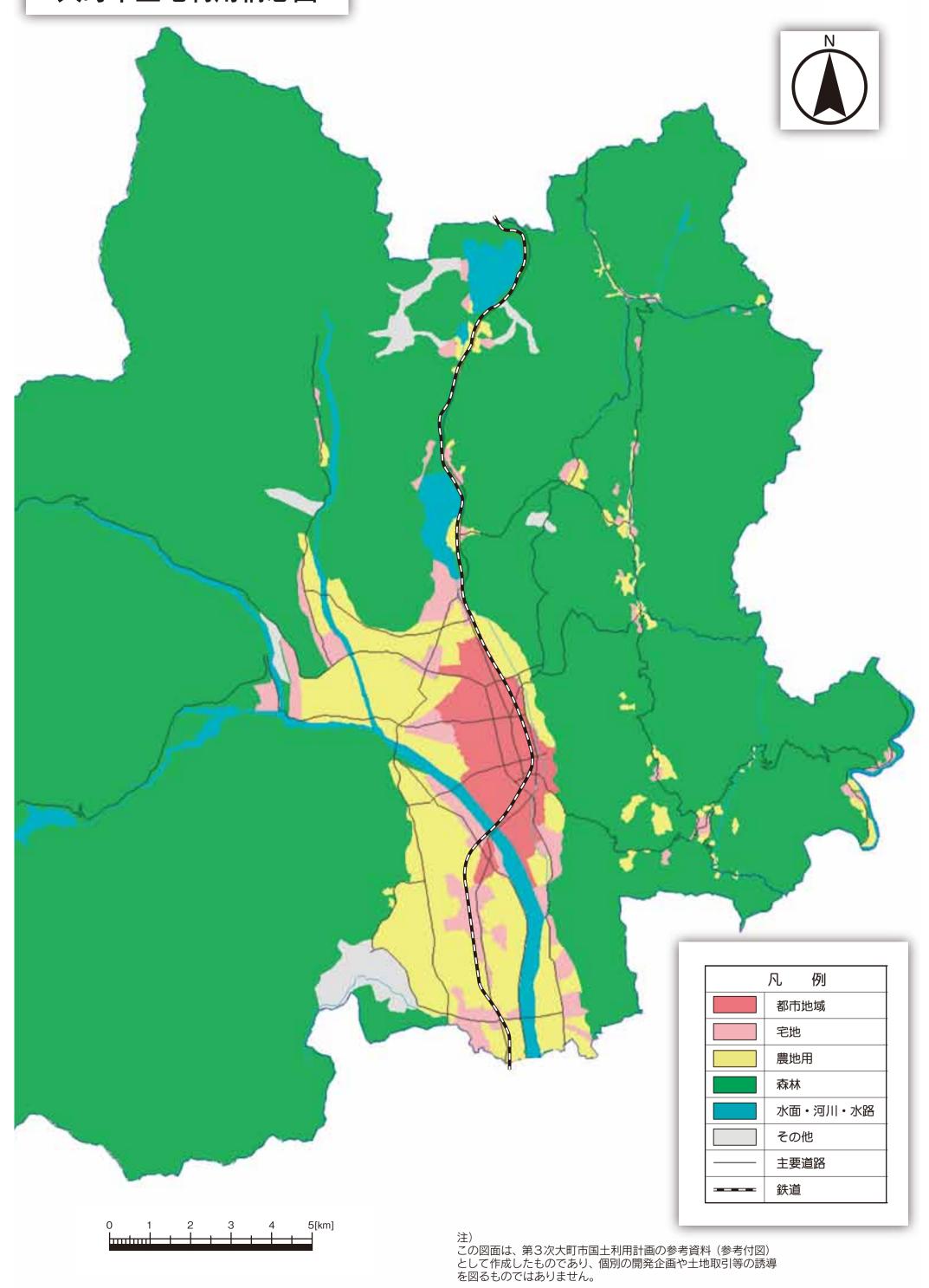
区分 年次	その他の 宅地面積 ha	人口人	人口1人当たり その他の宅地面積 ㎡/人
平成 12 年	276	33,550	82
平成 13 年	275	33,483	82
平成 14 年	273	33,175	82
平成 15 年	275	32,889	84
平成 16 年	268	32,565	82
平成 17 年	260	32,145	81
平成 18 年	250	31,707	79
平成 19 年	256	31,340	82
平成 20 年	267	30,968	86
平成 21 年	271	30,614	89
平成 27 年	268	30,000	89
平成 32 年	265	30,000	88

7-9 市街地人口、面積の推移と見通し

区分	市街地人口	市街地面積	人口密度	総人口	総人口に占める 市街地人口の割合
年次	人	ha	人/百ha	人	%
昭和 50 年	9,057	170	5,328	37,311	24.27
昭和 55 年	9,201	220	4,182	36,083	25.50
昭和 60 年	8,426	220	3,830	35,460	23.76
平成2年	9,691	270	3,589	34,300	28.25
平成7年	9,318	270	3,451	33,655	27.69
平成 12 年	8,029	260	3,088	33,550	23.93
平成 17 年	7,535	260	2,898	32,145	23.44
平成 27 年	7,032	260	2,705	30,000	23.44
平成 32 年	7,032	260	2,705	30,000	23.44



大町市土地利用構想図



用語解説

≪あ行≫

糸魚川-静岡構造線(P5.7.18)

ユーラシアプレートと北米プレートの境界にある大地溝帯(フォッサ・マグナ)の西縁にある断層帯。糸魚川市と静岡市を結んでいる。

オープンスペース (P15.18.22)

公園、広場、道路、河川など、良好な環境の形成や災害の防止に関して好影響を及ぼす空地。

≪か行≫

開発行為 (P20)

建築物の建築、土石の採掘、開墾 等の目的で行われる、土地の区画形 質を変更する行為。

環境影響評価 (P20)

事業実施に際して、環境への影響 を事前に調査、予測及び評価を行う こと。

環境衛生施設 (P12)

上水道施設、下水道施設、廃棄物 処理施設、共同墓地及び火葬場。

環境保全型農業 (P21)

農薬や化学肥料によらない環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業。

緩衝緑地 (P20)

住宅・商業地域での大気汚染・騒音・

悪臭などの公害の防止・緩和や、工業地 帯の災害防止などを目的として設けられ る緑地。

原生的自然 (P19)

人の活動による影響を受けたこと のない自然又はかつて影響を受けた が、現在はその影響がほとんど残っ ていない自然。

公共公益施設(P12)

文教施設、福祉施設、環境衛生施設、 交通施設、官公署などの公のために 設けられた施設。

交通施設(P12.20)

道路、鉄道など交通の用に供される施設。

≪さ行≫

自然浄化能力(P19)

自然の物理的、生物的な作用により、水質が浄化されることをいう。物理的な作用としては、希釈、沈殿等がある。また、生物的な作用としては、植物プランクトンによる有機物の分解や微生物による有機物の無機化、栄養塩類(N, P)の硝化等がある。

自然的土地利用 (P6)

都市的土地利用以外の土地利用であり、農林業的土地利用(主として農業生産活動の用に土地を利用することをいい、農用地、林業に係る森林、農林道が該当する)に、自然環

境の保全を旨として維持すべき森林、 原野、河川などを加えたもの。

人口集中地区【DIDs】(P14)

国勢調査の結果に基づき、その調査区を基礎単位として、人口密度の高い調査区(人口密度が1km当たり4,000人以上)が隣接し連担して区域全体の人口が5,000人以上となる区域をいう。

親水 (P22)

河川、湖沼などの水域のもつ空間、水流などの環境に地域住民が親しむこと。

≪た行≫

地域高規格道路 (P6.8.11.14.22)

全国レベルの高規格幹線道路網と 一体となって高速交通体系を築き、 地域相互の交流促進・連携強化を図 る規格の高い道路。

治山·治水施設(P7.17.18)

土砂崩壊や土砂流出、地すべり等 を防止するために設置される堰堤等 の施設と洪水等による災害の発生を 防止し、河川が適正に利用され、流 水の正常な機能を維持増進するため の堤防、ダム、砂防施設をいう。

中心市街地 (P6.8)

都市の中心の市街地であって、相 当数の小売商業者が集積し、及び都 市機能が相当程度集積しており、そ の存在している市町村の中心として の役割を果たしている市街地。

低未利用地(P6.7.12.23)

利用がなされていない土地又は立 地条件に対して利用形態が社会的に 必ずしも適切でない(低位な)土地。 未利用の空地、耕作放棄地、工場跡地、 都市中心部の青空駐車場や資材置場 など。

都市地域 (P8.11)

人々が密集して生活、生産活動を 展開している地域をいい、この計画 では、用途地域及び用途地域に隣接 し、用途地域に準じた利用が行われ ている地域。

都市的土地利用(P6.16)

住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用。

土地情報システム(P23)

地籍調査や土地改良事業などの地 図情報をベースに、各種行政情報を 統合的に管理するとともに、これら を組み合わせて有効に活用すること を可能とするコンピュータシステム。

土地の高度利用 (P6.22)

土地の利用度を向上させること。低 層住宅の中高層化など、同じ土地利用 の中で利用度を向上させることのほか、 新たな利用を付加することも含まれる。

土地利用の共同化 (P11)

複数の地権者の土地を集約し、一 体的に土地を利用すること。

≪な行≫

仁科の里 (P15.16)

本市を含めた北安曇郡の大半と南 安曇郡の北部地域は、古くから「仁 科」と呼ばれてきた。「仁科」の語源 については、「仁」は、あか味がかっ た粘土質の土壌(ローム層)を意味し、 「科」は丘が続く地形を指しているも のと考えられている。その原初的な 地域を求めると、現在の宮本とその 北に続く曽根原・閏田の三地域あた りと推定される。今から千年以上も 前の平安時代に当地域を治めていた 仁科氏は、本拠地を社館の内の位置 に移し、伊勢神宮領仁科御厨の地を 管掌しながら、他方では現大町・平 地域等やがて「仁科庄」となるべき 土地の開発を推進したと考えられる。 その後、戦国時代まで、仁科氏を中 心として当地域独自の文化を創造・ 振興したことから、当地域は、古く から「仁科の里」と呼ばれてきた。

≪は行≫

文教施設(P12.23)

学校、図書館などの国民の教育、 文化の向上に資する施設。

保安林 (P18.21)

公益的機能を特に発揮させるべき 森林として、森林法により指定され た森林。

≪ま行≫

松本糸魚川連絡道路(P6.11.22)

松本平と新潟県糸魚川市を結ぶ地域高規格道路。

水源かん養 (P8.10.19.21)

森林は降雨を一時貯留し、水を徐々に流出させるか、あるいは地下に浸透させるが、このような貯水機能のこと。

≪や行≫

有機農法(P21)

科学薬品である化成肥料を使わず に、枯れ葉・ワラ・牛糞・鶏糞など を発酵させた有機肥料を使った農法。

ユニバーサルデザイン (P8.22)

まちづくりや商品のデザインなど について、能力あるいは障害のレベ ルにかかわらず、すべての人々が利 用しやすいデザインを最初から取り 入れる方法。

用途地域(P11)

都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市の環境保全・利用価値向上のため、建築物の用地を地域別に制限する。概ね、住居地域、商業地域、工業地域などに分けられる。

≪ら行≫

ラフティング (P16)

ゴムボートなどを使用して行う川下り。

歴史的風土 (P20)

歴史上の意義を持った建造物、遺跡などが、周囲の自然的環境と一体となってその地域の伝統と文化を表している。または形成している土地の状況をいう。

料

レクリエーション用地(P12.23)

レクリエーション活動に供される 土地。国土利用計画においては、観 光白書の「公的観光レクリエーショ ン地区」、「公的観光レクリエーショ ン施設」及び「民間観光レクリエー ション施設」を指す。

大町市総合計画審議会委員名簿

職名	氏名	備考
会 長	坂中正男	識見を有する者
副会長	松澤郁子	大町市女性団体連絡協議会
委員	田中克幸	大町商工会議所
委 員	遠藤高弘	大町市観光協会(平成 23 年5月まで)
委員	吉 沢 正	大町市観光協会(平成 23 年5月から)
委 員	佐藤勇司	大町市連合自治会(平成 23 年5月まで)
委員	北、沢、伊粧男	大町市連合自治会(平成 23 年5月から)
委 員	遠藤良平	大北医師会
委 員	黒 岩 良 介	大町市社会福祉協議会
委 員	中條敦史	大北農業協同組合
委 員	藤井一男	大町市教育委員会
委 員	碓 井 道 乃	大町青年会議所
委 員	山 本 史	識見を有する者
委 員	岑 村 修 司	識見を有する者
委 員	平 林 操	公募委員
委 員	前川浩一	公募委員

第3次大町市国土利用計画

平成 23 年 12 月

発行*大町市

〒 398-8601 長野県大町市大町 3887 大町市役所 URL http://www.city.omachi.nagano.jp/

編集*大町市総務部企画財政課 印刷*㈱奥村印刷所 TEL 0261-22-0205

